「市内における公益的活動の実績」の判断基準について

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例第４条第１項第１号アの基準への適合の審査にあたっては、次の判断基準に基づき適合の可否を総合的に判断する。

市内において、（①） 不特定かつ多数の市民（②） の 利益に資すると認められる（③） 継続的な活動（④） が行われていること

No.	判断要素	判断項目	判断ポイント
1	① ④	市内における活動の継続性	○市内において一定程度の活動が行われているか ○これまでの実績等から判断し、今後も一定程度の活動の継続性が見込めるか
2	②	受益の機会の開放性と広範な参加	○受益の機会は十分に開かれているか ○活動への参加を広く募っているか
3	③	活動の性格	○活動内容に相応の社会貢献性があるか
4	② ③	受益の程度	○直接的に利益を受ける市民が一定程度いるか ○直接的に利益を受ける市民が少ない場合、広く市民に間接的な利益があると認められるか